

障害基礎年金と障害厚生年金の「制度の狭間」解消に関する意見書

我が国の公的年金制度における障害年金は、日常生活の維持を目的とする障害基礎年金と、就労・稼得能力の支障に対する保障を目的とする障害厚生年金に二元化され、重要なセーフティネットとして機能してきた。また、国において初診日証明の柔軟な認定運用や、短時間労働者への被用者保険の適用拡大が進められていることは評価するものである。

しかしながら、現行の「初診日主義」の硬直的な運用は、国が推進する「早期発見・早期療育」の理念と矛盾するケースも多く、次のような、当事者や家族に著しい不利益を強いる深刻な制度の狭間を生み出している。

1 早期受診が障害厚生年金の受給資格を喪失させる逆転現象と「受診回避」の誘発

乳幼児期や未就学児期に発達相談や医療機関の受診を行った場合、その日が法律上の「初診日」として確定される。その結果、本人が成人後に一般就労を果たし、厚生年金保険料を長期にわたり納付してきたとしても、就労中に症状が悪化した際には障害基礎年金（20歳前障害）の枠組みに縛られ、障害厚生年金（3級給付や配偶者加算等）の対象から生涯排除されるという事態が生じている。さらに、この制度的デメリットを懸念するあまり、保護者や当事者が「将来の年金で不利にならないよう、早期の受診や療育手帳の取得を意図的に先送りする」という受診・診療回避の動きすら生じさせている。子どもの健やかな発達のために最も重要な早期介入が、年金制度の不備によって阻害されることは本末転倒であり、見過ごすことはできない。

2 初診日証明の限界と医療現場の実情

未就学児期の受診から数十年を経て障害認定日を迎える現場では、医師法第24条第2項に基づく診療録（カルテ）の法定保存期間（5年）を経過してカルテが破棄されている事例もある。医療現場に過度な保存負担や管理リスクを課すことが困難である一方、幼少期の軽微な相談歴について第三者証明等を確保することは極めて困難であり、受給権の喪失につながっている。

3 就労形態の多様化と「3級」給付の断絶

初診日において国民年金加入（自営業、フリーランス、学生、無業者等）であった場合や20歳前発症の場合には、同一の就労困難や障害程度であっても、障害厚生年金のような「3級」相当の所得保障が存在せず、無給付となる。自立と社会参加を目指す障害者の生活基盤を著しく不安定にしている。

障害年金は、すべての国民の尊厳ある自立を支える基盤である。早期診断を受けたことが不利益とならず、安心して早期療育と就労に挑戦できる社会を構築するため、国においては、現場の実情を重く受け止め、速やかに次の事項について法改正を含む抜本的な見直しを行うよう要望する。

- 1 未就学児期や20歳前に初診日がある者が、成人後に被用者保険（厚生年金）に加入して就労した場合、就労後の悪化に対して障害厚生年金の適用を可能とする「初診日要件の柔軟化」や「事後重症・基準傷病特例」の創設など、早期受診が将来の不利益とならない制度改正を行うこと
- 2 医療機関への過重な負担を回避しつつ、母子健康手帳等の公的記録やマイナポータル等を活用した客観的受診データの保全スキームを構築し、初診日証明が困難なケースにおける柔軟かつ明確な認定基準を確立すること

- 3 障害基礎年金への「3級」の新設、または就労・生活支援と連動した補足的所得保障スキームを創設し、初診時の加入制度の違いによる著しい保障格差を是正すること
- 4 社会保障審議会年金部会において議論されている初診日要件や事後重症、障害年金と就労支援施策との関係について、社会保険原理との整合性を保ちつつ、早期に結論を得て改革を実行すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月7日

秋田県議会議長 工 藤 嘉 範

衆議院議長 森 英 介 様
参議院議長 関 口 昌 一 様
内閣総理大臣 高 市 早 苗 様
厚生労働大臣 上 野 賢 一 郎 様